

○福岡県田川地区消防組合職員倫理条例

〔平成 24 年 3 月 30 日〕
〔組合条例第 6 号〕

(目的)

第 1 条 この条例は、職員が住民全体の奉仕者であってその職務は住民から負託された公務であることにかんがみ、職員の職務に係る倫理の保持に関して必要なことを定めるとともに、職務の執行の公正さに対する住民の疑惑や不信を招くような行為の防止を図り、もって公務に対する住民の信頼を確保し、公正かつ民主的な消防行政の運営に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 職員 地方公務員法(昭和 25 年法律第 261 号)第 3 条第 2 項に規定する一般職に属する福岡県田川地区消防組合職員をいう。
- (2) 管理職員 福岡県田川地区消防組合職員の給与に関する条例(昭和 56 年条例第 1 号)第 10 条の規定による職員をいう。
- (3) 任命権者 地方公務員法第 6 条第 1 項に規定する任命権者をいう。
- (4) 事業者等 法人(法人でない社団又は財団で、代表者又は管理人の定めがあるものを含む。)その他の団体及び事業を行う個人(当該事業の利益のためにする行為を行う場合における個人に限る。)をいう。

2 この条例の規定の適用については、事業者等の利益のためにする行為を行う場合における役員、従業員、代理人その他の者は、前項第 4 号の事業者等とみなす。

(職員の倫理原則)

第 3 条 職員は、福岡県田川地区消防組合職員としての誇りを持ち、かつ、その使命を自覚し、次の各号に掲げる事項をその職務に係る倫理の保持を図るために遵守すべき基準として行動しなければならない。

- (1) 職員は、住民全体の奉仕者であり、住民の一部に対してのみ奉仕者ではないことを自覚し、職務上知り得た情報について住民の一部に対してのみ有利な取扱いをする等住民に対し不当な差別的取扱いをしてはならず、常に公正な職務の執行に当たらなければならない。
- (2) 職員は、常に公私の別を明らかにし、いやしくもその職務や地位を自らや自らの属する組織のための私的利益のために用いてはならない。
- (3) 職員は、その権限の行使に当たっては、当該権限の行使の対象となる者から贈与等を受けること等の住民の疑惑や不信を招くような行為をしてはならない。
- (4) 職員は、職務の遂行に当たっては、公共の利益の増進を目指し、全力を挙げてこれに取り組まなければならない。
- (5) 職員は、勤務時間外においても、自らの行動が公務の信用に影響を与えることを常に認識して行動しなければならない。

- (6) 職員は、自己啓発に努め、職務の遂行に必要な能力の開発及び向上を図らなければならない。
- (7) 職員は、公費の適正かつ効率的な執行を行い、最小の経費で最大の効果を上げるよう努めなければならない。
- (8) 職員は、幅広い視野と進取の精神を持って、積極的に職務に取り組まなければならない。

(職員の責務)

第4条 職員は、事業者等及び利益関係者との間で、規則で定める禁止行為を行ってはならない。

2 職員は、公正な職務の遂行を損なう行為を求める要求（以下「不当要求」という。）があったときは、これを拒否しなければならない。

3 職員は、不当要求があったとき、又は不当要求になる恐れがある要求があったときは、速やかに所属の管理職員を経由して任命権者に報告しなければならない。

(住民及び事業者等の責務)

第5条 住民及び事業者等は、公正かつ適正な手続きによる消防行政の運営を積極的に支援するよう努めなければならない。

2 何人も、職員に公正な職務の遂行を損なう恐れのある行為を求めてはならない。

(管理職員の責務)

第6条 管理職員は、率先垂範して服務規律の確保に努めるとともに、その職務の重要性を自覚し、部下職員の公正な服務の確保に努め、その行動について適切に指導監督し、部下職員の能力の開発及び向上に努めなければならない。

2 管理職員は、部下職員が禁止行為を行った疑いがあると考え、かつ、職員倫理の保持に関し必要があると認められるときは、必要な措置を講じなければならない。

(任命権者の責務)

第7条 任命権者は、職員の職務に係る倫理の保持に資するため、職員に対する研修その他の必要な措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員が禁止されている行為を行った疑いがあると思料する場合は、当該行為に関する調査を行い、その結果を福岡県田川地区消防組合職員倫理審査会（以下「審査会」という。）に報告しなければならない。

(贈与等の報告)

第8条 職員は、事業者等から金銭、物品その他財産上の利益の供与若しくは供応接待（以下「贈与等」という。）を受けたとき、又は事業者等と職員の職務との関係に基づいて提供する人的役務に対する報酬（利害関係者に該当する事業者等から支払を受けた講演等の報酬及び利害関係者に該当しない事業者等から支払を受けた講演等の報酬のうち、職員の現在又は過去の職務に関係する事項に関する講演等であって、職員が行うものであることを明らかにして行うものの報酬に限る。以下同じ。）の支払を受けたとき（当該贈与等を受けた時又は当該報酬の支払を受けた時において職員であった場合に限り、かつ、当該贈与等により受けた利益又は当該支払を受けた報酬の価額が1件につき5,000円を超える場合に限る。）は、贈与等報告書（第1号様式）を、当該贈与等を受けた日又は当該報酬の支払を受けた日から14日以内に任命権者に提出しなければならない。

(報告書の保存)

第9条 前条の規定により提出された贈与等報告書は、これを受理した任命権者において受理した日の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

(職員倫理審査会)

第10条 職員の職務に係る倫理の保持に資するため、審査会を置く。

- 2 審査会は、消防長、次長、署長、総務課長及び管理課長の職にある者を委員として組織する。
- 3 審査会の委員長には消防長を充て、委員長に事故があるときは次長がその職務を代理する。
- 4 審査会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしはならない。その職を退いた後も同様とする。
- 5 審査会の庶務は、田川地区消防本部総務課に置く。
- 6 前各項に定めるもののほか審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、審査会で別に定める。

(審査会の任務)

第11条 審査会は、第7条第2項の規定による付議があった場合は、当該付議の内容が不当要求に該当するか否かを含め、速やかに必要な審査を行うものとする。

- 2 審査会は、前項の審査の結果を管理者に報告しなければならない。
- 3 審査会は、第1項に定めるもののほか、次の各号に掲げる事務を行う。
 - (1) 贈与等の報告書の審査を行う。
 - (2) この条例の遵守のため体制整備に関し、任命権者に助言を行うこと。

(不当行為者への警告等)

第12条 管理者は、前条第2項の規定による報告を受けたときは、必要に応じて当該報告に基づき不当要求の行為に対して、警告又はその者の氏名等の公表を行うものとする。

- 2 管理者は、指名競争入札の参加資格を有する業者に対して前項の警告を行ったときは、別に定めるところにより当該業者に対して指名停止その他必要な措置を講ずるものとする。

(違反職員に対する措置)

第13条 任命権者は、職員がこの条例の規定に違反したときは、その違反の程度に応じ懲戒処分又は訓告、厳重に注意等の人事管理運営上必要な措置を講ずるものとする。

(委任)

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で別に定める。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する

贈 与 等 報 告 書

年 月 日

（任命権者名） 様

所 属 _____
 職 名 _____
 氏 名 _____ (印)

贈与等を受けたので、次のとおり報告します。

1 贈与等により受けた利益又は支払を受けた報酬等の価額	円
2 贈与等を受け、又は報酬等の支払を受けた年月日	年 月 日
3 贈与等を受け、又は報酬等の支払を受けた基因となった事実	
4 贈与等の内容又は報酬等の内容	
5 贈与等により受けた利益又は支払を受けた報酬等の価額として推計した額を記載している場合にあつては、その推計の根拠	
6 供応接待を受けた場所の名所及び住所	
7 供応接待の場に居合わせた者の人数及び職業（多数の者が居合わせた立食パーティー等にあつては、当該供応接待の場に居合わせた者の概数）	
8 贈与等をし、又は報酬等を支払った事業者等の氏名又は名称及び住所	
9 役員等が贈与等をした場合にあつては、その役職又は地位及び氏名	
10 贈与等をした事業者等又は報酬を支払った事業者等と職員の職務と関係	

- (注) 1 贈与等又は報酬等の支払1件につき1枚に記入すること。
 2 3欄には、職員が贈与等により利益の供与を受けた場合にあつては、贈与又は供応接待等の事実を、職員が報酬の支払を受けた場合にあつては、職員が提供した人的役務の内容その他の当該報酬の支払を受ける基因となった事実に関する事項を記載すること。
 3 4欄には、金銭、有価証券、有価証券以外の物品、不動産、役務の提供又は供応接待等の区分及びそれぞれの具体的な内容を記載すること。
 4 5欄には、販売業者への販売価額の照会に対する回答に基づき推計、カタログに記載された価額に基づく推計等職員が価額を推計した根拠を記載すること。